

さいたま市自治基本条例検討委員会

第35回 会議の記録

日時	平成 23 年 8 月 29 日(月) 18:45~22:00
場所	さいたま市役所第2別館第3会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 13 名 伊藤 巖／内田 智／小野田 晃夫／染谷 義一／高橋 直郁／富沢 賢治／中田 了介／ 中津原 努／福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:遠藤 佳菜恵／栗原 保／三宅 雄彦／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕 計 6 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興 計画係主任 高橋格 〔ダイナックス都市環境研究所〕 計 2 名 渡邊俊幸／谷口涼 〔傍聴者〕 計 2 名
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開 会 2 議題 (1)各チームからの報告事項について (2)自治基本条例について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第 ・参考資料1 市民から寄せられた意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(配布資料確認)

(参考資料1「市民から寄せられた意見」について説明)

- ・ 8月29日付けで自治基本条例に男女共同参画の条文を追加するよう意見書が提出されている。

○福島委員長

- ・ 男女共同参画に関する意見書が出されているので、この件に関して意見があれば事務局まで連絡をしてほしい。
- ・ 本日は各チームからの報告と、自治基本条例の最終報告に向けての検討を行う。

2 議題

(1)各チームからの報告事項について

○中津原副委員長

- ・ 意見交換準備チームからは特に連絡はない。

○細川委員

- ・ 広報チームからも連絡事項は特にない。

○福島委員長

- ・ 最終報告たたき台作成チームからも連絡はない。
- ・ 本日は第29条（区長の責務）の検討から行う。

(2)自治基本条例について

○事務局

- ・ 前回は中津原副委員長から「「中長期的な観点」は区長ではなく区役所の役割のところを書くべきではないか」という意見を頂いたところまで議論を行った。

○福島委員長

- ・ 他に何か意見はあるか。

○伊藤委員

- ・ 第29条は行政内部に係る規定であり、自治基本条例に特に明記する必要はないのではないか。

○福島委員長

- ・ その他に意見はあるか。
- ・ これまでは、自治基本条例で区役所や区長の役割や責務を明記した方が良いという議論がなされてきたが、当たり前のことなので自治基本条例に記載する必要がないのではないかという確認を込めた問題提起だと思うが、どうか。

○中津原副委員長

- ・ 行政や議会の権限をしばることも自治基本条例の機能の1つである。行政内部のことなので書かなくても良いということではない。

○伊藤委員

- ・ 行政内部の市長や区長の役割や規制を定めている既存の条例や規則はないのか。改めて自治基本条例に書き込まなければならないことなのか。

○中津原副委員長

- ・ ここに書かれていることがすでに別の条例等で決まっているのか。

○事務局

- ・ 区長の責務や区役所の役割についてはさいたま市区における総合行政の推進に関する規則に記載されている。市長の権限等については地方自治法で基本的に規定されている。

○伊藤委員

- ・ この条項では、それらの法令から外れたことが書かれているのか。
- ・ この条項で規定していることは当たり前のことであるので、その当たり前のことを書くこと自体に違和感がある。

○内田委員

- ・ 行政内部でそのような規則はあるだろうが、自治基本条例は市民にも分かってもらうために定めるルールであると思う。行政内部だけで分かっているだけでなく、市民に知らせるために必要であると考えます。

○中津原副委員長

- ・ 規則で定めていることと条例で定めることは違うということもある。

○伊藤委員

- ・ 書かれていることと書かれていないこともあるだろうが、あえてこのようなことまで書き込むのであれば、詳細まで書き込まなければならなくなるかもしれない。その意味で、行政の中で当たり前のように取り組まなければならないことをあえて書き込むことには違和感がある。市民もそのように働いていることを前提としている。

○小野田委員

- ・ 行政に関する規則はあるだろうが、それは一般市民には分からない。市民にも分かるようにしておくべきである。

○福島委員長

- ・ 検討委員会のこれまでの考え方は、規則等に書かれていても市民に知らしめるために書く、自治基本条例という基本条例で書くことも重要である、地方自治法で書かれていることでも特に必要なことは書く、という考え方で検討してきたので、自治基本条例でも明記する方向で良いか。

○堀越委員

- ・ それで良い。
- ・ 中間報告を基に作ったスライドでは、自治基本条例は他の条例や規則等の基盤と位置付けた。他に条例や計画、規則等があっても、それらを貫くものとして、市民・議会・行政がまちづくりに取り組む際に重要なことを書くことにするというのではないか。

○福島委員長

- ・ 様々な指摘を頂いたが、自治基本条例で明記した方が良いということだと思ふ。

○中津原副委員長

- ・ さいたま市区における総合行政の推進に関する規則は、どのような位置付けのものなのか。どのようなプロセスで決め、その後の変更はどのように行われるのか。規則と条例はどのように異なるのか。

○事務局

- ・ 規則は条例と異なり議会の議決を必要としない。

○中津原副委員長

- ・ 規則は条例と異なり、行政だけで改正できる。条例とは決定のプロセスが異なるということなので、規則に書かれていても条例で明記するべきである。

○福島委員長

- ・ 次の論点に移りたい。
- ・ 「中長期的な観点」を区長の責務に書き込んでいたが、この点を第28条（区の役割）に書き込むという提案があった。

○中津原副委員長

- ・ 場合によっては1～2年で人事異動のある区長が中長期的な視点で区政を行うことは困難ではないか、との意見を市民からも頂いている。区政が場当たりに進められるのではなく、区の特性或課題に基づいて中長期的に区政を進めなければならない。そのようなことを区長の責務として書くことは難しいと考える。【考え方・解説】で異動があった際の引き継ぎについて書かれているが、それだけで中長期的な区政を担保することはできない。
- ・ 中長期的に行うということは、中長期的な計画に則って取り組むことだと思う。市政においては、中長期的な市政を担保する計画として総合振興計画を定めている。
- ・ 区政も同様に、属人的なものに委ねるのではなく、公的な計画に基づいて進めた方が良い。
- ・ 区役所か区長のどちらに書くにしても、計画を策定した方が良い。
- ・ 現在も総合振興計画の中に区別構想があり、区の中長期的な方針を定めているので中長期的な計画がないわけではないが、区役所があまり関与しているわけではない。これを充実させることも考えられる。それぞれの個別計画に区ごとの構想が書き込まれているので、それらに基づくことも考えられる。
- ・ 中長期的な視点の確保を区長だけに委ねる書き方には違和感がある。

○堀越委員

- ・ 区役所の議論をした際に、区長の責務との関係についての議論は行ったのか。

○中津原副委員長

- ・ その議論はまだない。必要があれば戻る。

○堀越委員

- ・ 区長だけに委ねる仕組みには無理がある。一人ひとりの区長には総合行政を行ってほしいので、総合行政については明記した方が良いが、区役所の機能を強めることも明記した方が良いと考える。
- ・ 120万人のことを1箇所を考えることには無理がある。子どものことや高齢者のこと、障害者のこと、男女共同参画のこと等、それぞれに関わる計画が市にはあるが、区では状況が異なるので、同じ理念を持ってそれぞれの計画を立てていかなければ市民に浸透せず、市民が多様なことを担わなくてはならない時に担えない。
- ・ 計画作りは計画書を書くことではなく、計画をつくるプロセスに多くの人を巻き込み、計画ができた際には担い手が多く育っていることが理想だと考える。
- ・ 区ごとの計画づくりを通じて、まちづくりに市民が入る仕組みは効果的であるので、区長が中長期的な観点を持つことも必要だが、区役所が市民とともに中長期的な観点をもったまちづくりを行うことが望ましいと考える。

○福島委員長

- ・ 堀越委員の意見は、区役所全体の視点として中長期的なものが必要だという意見である。

○湯浅委員

- ・ 「組織は人なり」ともいう。第29条で区長の責務を規定するということは、区長に対する市民の期待感を述べたいということでもある。区長は当然に異動することもあるが、区長は自分が担うべきことを行うだけでなく、区に対する夢や将来像も持っていてほしい。属人的であるかもしれないが、区長は任期に従うのではなく、理念として中長期的な観点を持たな

くでは役割を担えないのではないか。その意味で、市民として、区長への夢を語った方が良いと考える。

○中津原副委員長

- ・ それはそれで良いが、それだけで中長期的な区政が担保されるわけではない。

○高橋委員

- ・ 中津原副委員長の意見は市民の意見をもとにしているのも重要である。
- ・ ただ、市民は現状ベースで考えているが、委員会は現実だけでなく、今後のあるべき姿も併せて考える必要がある。
- ・ 中長期的な観点については最終報告たたき台作成チームでも議論をした。中長期的に区政を行うことを区長の責務としているので、市長に対して優秀な人材を配置してほしいという想いも込めて書き込んだ経緯がある。

○中津原副委員長

- ・ 区長に期待することについて異存はないが、それだけで中長期的な区政が担保できるのか。
- ・ 中長期的に区政を行うのであれば、人員の配置だけでなく、それを計画的に進めた方が良い。計画があれば、区長が交代した場合にも計画を引き継げる。

○高橋委員

- ・ 計画をベースに区長は考えるが、その中で、区長は自分の任期の間だけでなく、将来を見据えて区政に取り組むべきである。

○福島委員長

- ・ 同じような意見であると思う。区長が中長期的な区政を行うことを別の視点から言っている。

○中津原副委員長

- ・ 委員会の中での意見は分かるので区長に書きこむことについて異論はないが、区役所の方にも書きこんでおいても良い。

○小野田委員

- ・ 区長の責務に中長期的な観点を入れることについて、区長の任期が短ければ短いほど必要であるが、区役所にもその要素が必要である。そのようなことが区役所に書かれていても良い。

○中津原副委員長

- ・ 人事異動の引き継ぎについて【考え方・解説】で言及しているが、不要ではないか。

○福島委員長

- ・ 第29条は、中長期的な計画があり、それを実施する区長も中長期的な観点を持って区政運営を行うという趣旨となる。「人事異動があった場合～」は不要か。

○中田委員

- ・ 区長を含め、区がどのような方針を目指すのか。「中長期的な視野」は中途半端である。中長期的な計画や実施等を盛り込んでも良いと思う。区自体が方針を考えることも書ける。そこまでこれからの区に求めるか。

○中津原副委員長

- ・ 総合行政サービスの窓口として考えるか、区政を進める主体として考えるのか。

○中田委員

- ・ 区長が中長期的な視点に立つことは当たり前であるが、中長期的な計画を立て実施することは別のことである。区役所についての条文とあわせて考えなければならない。

○福島委員長

- ・ 第29条の条文はこのままとし、【考え方・解説】では、実態として1年で異動する区長が中長期的な視点を持っていないという意見から書いている。

○堀越委員

- ・ 区長になってから本庁に戻る職員はどの程度いるのか。

○事務局

- ・ 実際にいるが、どの程度かは調べてみないと分からない。

○堀越委員

- ・ 区で学んだことが本庁で活かされないのでは、と感じていた。

○福島委員長

- ・ 区役所に中長期的な視点を書きこむことが意見として出ている。第28条第1項で「効果的及び効率的に行うとともに、中長期的な視点に立って、区の特色を生かしたまちづくり～」というように修正する。
- ・ 第29条の【考え方・解説】は「～考えながら区政を運営しなければなりません」とするか。
- ・ 「人事異動があった場合～」を削除するということである。

○事務局

- ・ その前段やその後の「○」についてはどうか。

○中田委員

- ・ 区長は選ばれているわけではなく、人事異動で就任しているので、あえてこのように書き込まれている。個人的にはあえて書いた方が良いと思う。

○中津原副委員長

- ・ 区長がそのような立場であることは書いた方が良い。特別区の区長と同じように思っている市民も多い。

○小野田委員

- ・ 前段はあっても良いように思う。

○中津原副委員長

- ・ 特別区と行政区が異なることはどこか別に書かれているか。

○事務局

- ・ 書かれていない。

○中津原副委員長

- ・ 区長は市長から任命された職であるが、区長が交代する度に方針が変わってはならない旨を規定するか。

○堀越委員

- ・ 【考え方・解説】の3つ目の「○」を残すのであれば、「なお、市長は、区長の任命にあたっては～」とするのはどうか。

○福島委員長

- ・ 3つ目の「○」の「安定的な」は不要なように感じる。

○内田委員

- ・ 区長の任期は平均的にはどの程度か。1年が多いのか。意見交換会で多く意見が出ているので、どの程度なのか実態を確認したい。

○堀越委員

- ・ 各区の区長の在任期間を調べてもらえるか。

○事務局

- ・ 概ね1～3年だと思う。

○内田委員

- ・ 区長になった後に本庁に戻るのであれば良いが、退職するのは良くない。

○中津原副委員長

- ・ このようなことは数年前から言われている。市長が中堅若手を任用したいという意向を示しているということは聞いたことがある。

○堀越委員

- ・ 感覚としては分かっているが、データとして調べてほしい。

○内田委員

- ・ 将来的にも必要なので調べてほしい。

○福島委員長

- ・ 「市長は、区長の任命にあたって、在職期間に配慮することも考えられる」とするか。

○中津原副委員長

- ・ 「安定的」には違和感がある。継続した区政を推進するために適切な期間のことである。

○福島委員長

- ・ 「安定的な」を取る。
- ・ 2つ目の「○」の前段はどうか。残しても良いか。

○事務局

- ・ 今のままではつながりが悪くなるように感じる。

○内田委員

- ・ 区役所は一般企業にあるような中期経営計画を出しているのか。

○中津原副委員長

- ・ 総合振興計画に区別の構想はある。個別の計画でも区ごとに書いている部分がある。

○内田委員

- ・ 人事異動については不要だが、中期経営計画の要素を入れ、継承することや発展することを書くことは必要である。

○中津原副委員長

- ・ そのことを区長が後任に伝えるのではなく、計画に従っていれば問題ない。

○福島委員長

- ・ 「区長は中長期的な計画に則って」とするか。
- ・ 人事異動以下を削除する。
- ・ 異論がなければそのような形で整理を考える。

○事務局

- ・ 人事異動以下を削り、3つ目の「○」では「安定的な」を取るということで良いか。

○福島委員長

- ・ 3つ目の「○」には「区長の任用にあたっては」を追記する。
- ・ 続いて第30条の検討に移る。

○事務局

(第33回資料1 最終報告(たたき台) 第30条の【考え方・解説】の説明)

- ・ 第30条(区民会議)について、条例案文に第2項を加えたので、その分を最終報告たたき台作成チームで【考え方・解説】に書き加えている。
- ・ 「区役所職員が参加～」と中間報告では書かれていたが、その他の職員の参加も必要という議論があり変更した。同様に、第4項で、市長だけでなくその他の執行機関も加えている。
- ・ 中間報告の【考え方・解説】の「ク」にある「答申を参考にした」という部分は削った。

○福島委員長

- ・ 何か意見があるか。

○伊藤委員

- ・ 区民会議の委員を4年間務めたことがあるが、区民会議は不要である。

○堀越委員

- ・ なぜ不要と感じるのか。

○伊藤委員

- ・ イベントを行う会議と勘違いしている。内容については市民・区民から取り組んでほしいという意見が出てきているとは感じなかった。途中から参加しなくなる委員も多い。
- ・ これまでの区民会議の資料を読んでみてもらいたい。

○中津原副委員長

- ・ 当初はそのとおりであり、同感であったが、昨年、区民会議のあり方が見直された。イベント実施会議から脱却し、協議提言会議として見直され今年度から活動している。イベントは市民活動ネットワークに委ねている。
- ・ ここでは、協議提言機関としての区民会議を規定している。

○堀越委員

- ・ イベントは多様な意味合いを持つ。区の一体感を出すために成功している事例もあったので一概に悪いとは言えない。

○渡邊委員

- ・ 税金を使ってイベントを行う意義が分かりづらかった。区民会議は合議機関なので、意見が対立することもあった。
- ・ 区民会議が不要ということならば、自治を進めるために何に取り組めば良いのか。

○伊藤委員

- ・ 行政がしっかり市民目線で行えば良い。

○渡邊委員

- ・ 大震災以降、そのあり方ではいけないということを市民が感じている。では何をすべきなのかが問われている。行政に苦情を言っても世の中は変わらない。

○伊藤委員

- ・ 行政に苦情を言っているわけではない。渡邊委員の持つ自治に関する感覚とはズレがある。自治会としては、積極的に活動に参加してもらうことが前提である。区民会議のイベントを行うことだけに予算や職員を使うことには違和感があった。

○渡邊委員

- ・ 個人的にも、これまでの区民会議には問題があると感じている。区民会議が不要ということであれば、それに代わる新しいものは何かを話さなければ討議は進まない。
- ・ 市に頼らずに自治を進めるために合議をする機関として区民会議を自治基本条例で規定することを主張してきた。

○伊藤委員

- ・ 区民会議での意見が自治会に反映できるようなものがない。地域に関することが検討されていないのではないか。

○中津原副委員長

- ・ それをこれから検討するように変わってきている。例えば見沼区では民生委員や自治会代表にも加わってもらって防災について検討している。地域の自主防災組織や避難場所の運営方法を協議し、提案を出そうとしている。このような点は自治会や地域住民に大きく関わる。
- ・ イベントについて、イベントだからダメというわけではないのは確かである。その点は市民活動ネットワークに継承されている。
- ・ 区民会議のあり方に関するさいたま市市民活動推進委員会の答申の内容を条例で位置づけるということである。

○福島委員長

- ・ 伊藤委員は区民会議が機能していないことが問題であるという意見である。区民会議に代わるものがあれば良いが、現時点ではすでにある機関を充実させて夢を込めるという考え方になっている。自治基本条例は実現可能な夢を語る条例であるので、第30条に書き込むことに意味がある。

○堀越委員

- ・ まちづくりの課題について合議する場があることは必要である。区民会議は提言をしても受け入れられないという意見がある。
- ・ 第4項では、「区民会議の提言を尊重する」とあるが、提言を出した後に協議することが必要である。【考え方・解説】にある「提言の内容の実現について十分に検討する」ことを書かなければならないのではないか。

○中津原副委員長

- ・ これまでは尊重することも書かれていなかったもので、書き加えられたことが進歩である。
- ・ 第3項にも関わるが、提言の有効性を担保するためには、協議の段階に市や区の職員が加わることが必要である。
- ・ 「助言等」とあるが、もっと「情報提供をしてほしい」ということを区民会議のメンバーから聴いている。行政から情報を受けた上で議論をしなければ、提言を出しても有効でない可能性もある。積極的な情報提供を言葉として入れる必要がある。

○福島委員長

- ・ 「助言」に代えて「情報提供」とするか。助言の中に情報提供も含まれるか。

○中津原副委員長

- ・ 少なくとも【考え方・解説】には情報提供について書き込んでほしい。

○福島委員長

- ・ 本文はこのままにしておき、【考え方・解説】で情報提供を書きこむか、第3項の条文にある「助言」を情報提供とするか。

○内田委員

- ・ 職員が区民会議に参加し、助言や提案することはできないということではなかったのか。

○福島委員長

- ・ 「求めることができる」と書けば職員は求めに応じなければならなくなるので書く意味はある。

○中津原副委員長

- ・ 「参加しなければなりません」とするのではなく、「区民会議が参加を求めることができます」とした。主体を区民に置いている。

○中田委員

- ・ 区民会議について詳しくは知らないが、「各区に区民で構成する区民会議を設置する」のは誰か。主体が区民にあることはわかる。「協議を活用するように努める」のは誰か。

○中津原副委員長

- ・ 置くのは区か。

○渡邊委員

- ・ 各区にそれぞれ設置要綱があり、募集は区長が行う。区民会議の代表が選ばれた後は、権限は会長に与えられる。各区によって選び方は異なるだろうが、区の職員が委員を選び、選ばれた後は第1回の会議で会長と副会長が互選で選ばれ、運営されていく。

○中津原副委員長

- ・ この検討委員会と同じである。

○中田委員

- ・ 第2項最後にある「協議に活用する」のは誰か。

○中津原副委員長

- ・ それは区民会議が活用する。

○中田委員

- ・ 区の職員が委員を選ぶことが区民会議への疑問につながっているのではないか。

○渡邊委員

- ・ その意味では確かに区の影響力は否めない。しかし組織はそれだけのものではない。

○中田委員

- ・ 区民会議で出てきた意見が区の行政で反映されることが重要である。

○中津原副委員長

- ・ 区役所と区民のつなぎ役である。

○中田委員

- ・ そのような存在意義を出していけば良い。

○中津原副委員長

- ・ 区民からの意見を積極的に取り入れて、提言に活かすことでつなぎ役となる。

○堀越委員

- ・ これまでは区民と区民をつなぐ役もあったが、その役は市民活動ネットワークに移った。今は区民と区役所をつなぐようになっている。区の良い点を発見していくような取り組みは両者で行うのか。

○中津原副委員長

- ・ 両者で行う。

○堀越委員

- ・ 第2項は区民会議のメンバーだけでなく、メンバーの所属団体や関心のありそうな区民を巻き込み、より広く会議を運用することを書いている。

○福島委員長

- ・ 区民会議の設置要綱は各区にあるのか。

○事務局

- ・ 各区にある。

○中津原副委員長

- ・ 設置要綱の大本が自治基本条例となる。自治基本条例に基づき、個性的な設置要綱を設けても構わない。どのような人材を委員に登用するか等を決められる。

○福島委員長

- ・ 区に権限を移譲するためには区ごとに設置要綱があった方が、特色を出す意味でも良い。そのことを担保するために第30条は意味がある。

○伊藤委員

- ・ 参考として区民会議の会議録を見た方が良い。区民会議に関わる職員も大変そうである。

○福島委員長

- ・ 第30条の訂正として、第3項の【考え方・解説】に情報提供を追記することで良いか。

○中津原副委員長

- ・ それで良い。情報が与えられないままに議論しても意味がない。

○堀越委員

- ・ さいたま市全体の介護者に関する調査はこれまでなかった。市役所は、高齢者保健福祉計画づくりの過程で、地域包括支援センターや訪問看護事業所、ケアマネジャーのいる居宅介護支援事業所に計画づくりのためのアンケート調査を行った。訪問している家庭でどの程度介護力が足りないかを答えてもらったが、回答した事業所の約8割が足りない家庭があると答え、訪問世帯の約2割は介護力不足であると回答している。老老介護等で、介護力が足りないため、虐待につながっているケースもある。このようにデータがあれば、問題が把握できるし、行政や事業所や市民が社会的なコストを分担しながら対応を考えられる。情報提供がなければ、良い知恵は生まれない。
- ・ 自治基本条例を策定する過程で、委員は勉強しながら策定してきた。持っている情報やデータを出し合い、足りない部分を補いながら、不足している情報やデータを獲得していくことが大切だった。これは区のレベルでも重要である。ここでは職員の情報提供が書かれているが、市民も情報提供はできる。

○福島委員長

- ・ 非常に重要な指摘である。持っているデータは出してもらうことが大切である。

○小野田委員

- ・ 区民会議の設置者は誰か。文章としては市長か。

○事務局

- ・ 区長である。区の要綱に基づいて区長が委嘱している。
- ・ あえて主語を置かなくても良いのではないか。今の状況で良ければ区長だが、「市は」とすることもできる。誰が設置するかを書く必要があるのか。

○中津原副委員長

- ・ メンバーをだれが選ぶのかにつながるのではないか。

○中田委員

- ・ どちらが選ぶのか。区が区民の意見を求めるのか。

○中津原副委員長

- ・ それは両者である。

○中田委員

- ・ 会議は自然発生ではない。

○中津原副委員長

- ・ 設置主体は明記しておくことは一理ある。

○中田委員

- ・ 個人的には区民会議の設置は区の責務だと考える。そこは明確ではないのか。

○事務局

- ・ 市が各区に区民会議を設置し、要綱や委員の決定は区長あるいは区の権限とすることもできる。

○中田委員

- ・ 設置するのであれば設置者に責任が生じる。その点は明確にした方が良い。

○細川委員

- ・ 区民会議の設置を要請するのは市か。

○中津原副委員長

- ・ 総合振興計画の中に区民会議の設置を書いている。

○事務局

- ・ 市として各区に区民会議を設置することを決めたと考えられる。

○高橋委員

- ・ これまではそうだったかもしれないが、これからのことを考え、主語を区とするのはどうか。市から命令されてつくるニュアンスはこれからの区民会議としては違和感がある。

○福島委員長

- ・ 例えば川崎市では、「それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）によって構成される会議（以下「区民会議」といいます。）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。」としており、誰が置くのかを明確にしていない。

○小野田委員

- ・ 市が設置するという理解であれば問題ない。区が設置するのであれば今のままではおかしい。

○福島委員長

- ・ 「市は」と書き込んでも良いが、書き込まなくても読める。

○中津原副委員長

- ・ 書き込まれてはいないが、「市長は」と読める。

○中田委員

- ・ 分かりやすければ書き込まなくても良いが、分かりやすさがあることが前提である。しかし、あえて書き込まずに分からせるのはおかしい。

○高橋委員

- ・ 主体性を重視するのであれば、主語を「区は」とし、「各区に」を削除すれば、独自に設置要綱等も定めているので、良いのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 区か、区長か。

○高橋委員

- ・ 区長とするのではなく、区民と一緒に取り組むことを表すために、区として区民会議を設置しておかなければならないようにするイメージである。

○事務局

- ・ 所管課に主語を入れるとすればどこになるのかを確認する。

○中津原副委員長

- ・ 区役所のあり方に関する答申も確認してほしい。

○福島委員長

- ・ 確認後、情報提供をお願いしたい。

○中津原副委員長

- ・ 「市長」よりは「区」の方が望ましい。

○事務局

- ・ そもそも区民会議は法律上想定される会議体ではない。

○福島委員長

- ・ 今回は保留とし、主語を明確にできるかを確認してほしい。
- ・ 続いて第31条・第32条の検討に移る。

○事務局

(第33回資料1 最終報告(たたき台) 第31条・第32条の【考え方・解説】の説明)

- ・ 第31条(国、埼玉県等との関係)第2項で「意見等」の「等」を消したのは第18条(市民の意見への応答義務)で「意見」に「要望や提案」を含めると整理したので、それにあわせている。
- ・ 第32条(諸外国の都市等との関係)について、「国際会議観光都市」は多くの自治体が認定されており、また、国際会議観光都市に認定されているから国際交流に取り組みなくてはならないわけではないので削除した。

○堀越委員

- ・ 第31条第3項【考え方・解説】の2つ目の「○」の文章が読みづらい。

○事務局

- ・ 「市は」が不要か。

○高橋委員

- ・ 「市は」を残し、語尾を「考えられます」ともできる。

○事務局

- ・ 第1項1つ目の「○」にある「自由度」について、以前取るような議論があった。

○染谷委員

- ・ 「地方公共団体の自由度とは何か、裁量権に含まれるのではないか」という趣旨で以前発言した。

○福島委員長

- ・ 「自由度」は削除する。
- ・ 第3項2つ目の「○」はどうか。

○堀越委員

- ・ 最後の「○」にあわせ、文末を「～全体的な発展につなげることが大切です」とし、3つ目の「○」につなげるか。

○福島委員長

- ・ ここは文章のつながりの問題なので、精査し再検討したい。

○伊藤委員

- ・ 第31条第1項で、国及び埼玉県と「対等」とあるが、「対等」を入れた理由は何か。

○富沢委員

- ・ これは上下関係がないことである。国や県が決めたことをさいたま市が行わなければならないわけではない、ということである。

○福島委員長

- ・ 地方分権の説明の際には、「上下関係から対等協力関係」ということが常に言われている。そのことを落とし込んでいる。

○伊藤委員

- ・ 災害の対応を見てもあまり対等であるようには思えない。

○福島委員長

- ・ 実態と法律が乖離している部分はあるかもしれない。

○伊藤委員

- ・ そのことを意識してあえて書き込むということか。

○福島委員長

- ・ 法律上はすでに対等である。実体論としては伊藤委員の意見のようなことがあるかもしれない。

○伊藤委員

- ・ あえて書き込んで、その意識を持つということか。

○内田委員

- ・ 明治時代以降、地方は国の言いなりになってきたが、昨今の地方分権で地方に権限を移譲している。そのことにより、国の言いなりにはならず、意見を言うべきことは言う、「対等な立場」という意味である。ここではあえて書き込んでおいた方がよい。

○福島委員長

- ・ 法律的に、団体と団体の関係が変わったことを前提に、そこで働く職員もそのような意識を持つように書き込んでいる。

○富沢委員

- ・ 実態は伊藤委員の述べたとおりだが、対等で協力的な関係を築く努力をすることを書いた。

○中津原副委員長

- ・ 第31条の主語が「市は」となっている。市民はそこにどのように関わっているのか。他の市町村と連携する際に市民を除いた議決・実施機関としての市だけなのか。
- ・ 第32条では「市」が主語とはなっているが、市民と共に国際協力に取り組むことを書き込んでいる。第32条は良いが、第31条で市民も含まれるようにするにはどのようにすれば良いか。
- ・ 例えば、近隣自治体と連携する際には市民グループも連携するので行政と議会だけが連携するわけではない。

○福島委員長

- ・ 問題提起ということだが、何か意見はあるか。

○中津原副委員長

- ・ 「市は」とすると市民は含まれない。
- ・ 第30条まではさいたま市の枠組み内の取り決めだが、第31条と第32条はさいたま市の枠の中ではなく、枠の内部と外部の関係を定めている。

○福島委員長

- ・ 第31条の第3項に関わる部分か。

○堀越委員

- ・ 例えば港区の場合、国に提言をする際に、港区長の名前で提出するが、内容は区民も含めて書いている。固有名詞としての「市」とすれば、市民も含まれると考える。
- ・ 市民が意見を出さなければ、地方が国に対して意見を言うことはあまりないのではないか。

○事務局

- ・ 市では、国に対して、地方分権の推進など、多くのテーマについて要望を出している。

○内田委員

- ・ 原発や産業廃棄物の処理施設や環境破壊等が「市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのあること」ではないか。

○堀越委員

- ・ 国が意見を求めることに答えることについては、ここでは当てはまらない。より自発的なものであると思う。
- ・ 市長村長会がまとめるものも別物である。

○福島委員長

- ・ 第31条と第32条に関して、問題提起は受けたが、具体的な解決策は特にないか。

○中津原副委員長

- ・ 主体の決め方なので、改めて議論する必要がある。

○福島委員長

- ・ 続いて第33条の検討に移りたい。

○事務局

(第33回資料1 最終報告(たたき台) 第33条の【考え方・解説】の説明)

- ・ 第33条(実効性の確保)については、条例案が大きく変わっているので、最終報告たたき台作成チームでそれに合わせて書き加えている。

○福島委員長

- ・ 何か意見はあるか。

○伊藤委員

- ・ 第2項で4年を超えない期間で見直しを検討するという事になっているが、羅針盤であれば変更するべきではない。運営推進委員会をつくって見直すのであれば基本条例ではないのではないか。

○中田委員

- ・ 自治基本条例が制定された際に条例として完成したものではないことが前提となっている。
- ・ 自治基本条例が未来においても効力を発揮できるように実効性を確保するようにしている。

○福島委員長

- ・ 多くの自治基本条例は育てていく条例であり、検討委員会でもそのように議論が進んできた。

○伊藤委員

- ・ 自治基本条例に漏れている部分もあるので理解はできる。そうであれば、より長く検討をするべきではないか。

○福島委員長

- ・ 年数をかけて自治が成熟するまで待つという考え方はある。一方で、「いつになったら自治が成熟するのか」という議論もある。そのためには、ある時期に自治の方向性を示し、自治を成長させていくという考えもある。自治基本条例は後者の考え方である。

○伊藤委員

- ・ 年数で変わるのであれば羅針盤ではないのではないか。

○福島委員長

- ・ そのような考え方もあるが、大きくぶれることはない。変えるということではなく発展させるための変更である。自治を後退させるような変更はないはずであり、あってはならない。

○堀越委員

- ・ 第2項の1つ目の「○」で読み取れないのであれば、書き方を工夫する必要がある。

○中津原副委員長

- ・ 実効性の確保は非常に重要である。実効性の担保のためには、市民参加の組織をつくること、見直しをすること、自治基本条例を具現するために必要なルールをつくっていくことの3点が非常に重要なので、3条に分けて書いても良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 現状は項で分けていることを条で分けるという意見である。

○中津原副委員長

- ・ 自治基本条例は制定された後に育て、充実させていくことが重要である。
- ・ 「時期尚早である」「より多くの意見を反映するべきではないか」という意見があるが、自治基本条例は完成形ではなく、現時点で最善のものを出し、今後育てていくという考え方である。

○堀越委員

- ・ 市民意見交換会や出前意見交換会で、この点についてはかなり多く意見が出ていた。第33条だけでは不十分かもしれない。

○福島委員長

- ・ 他の政令指定都市では、静岡と札幌では複数条で書いている。川崎や北九州では1条で書いている。新潟では附則としている。

○中津原副委員長

- ・ 川口市では、運用推進委員会の関係で1条設けている。
- ・ 運用推進委員会を置くことと見直すことは別の内容である。その2点に加え、自治基本条例の理念を実現させるための条例や規則を設けることも必要である。

○堀越委員

- ・ 第33条では、運用推進委員会のことだけが書かれている。
- ・ 職員との意見交換会で、自治基本条例を推進するための条例を制定することの意見が出された。

○事務局

- ・ 個別の情報公開や市民参加等に関連する条例を制定するだけでなく見直すことを自治基本条例に書くことはどうかということが、意見の趣旨であった。

○中津原副委員長

- ・ 例えば、市民活動及び協働の推進条例は物足りず、より具体的に協働の進め方を書く必要があるので、自治基本条例の理念に基づき、市民活動及び協働の推進条例を発展させることが必要であるということを書き込むということである。自治基本条例の理念を実現するために必要な条例の改正や見直しが必要である、ということを書くことが本当の実効性の確保につながる。

○伊藤委員

- ・ 自治基本条例の見直しはどの部署が担当するのか。

○事務局

- ・ 条例が制定される段階で、行政内部で決めることになると考えられる。

○中津原副委員長

- ・ 全ての課にまたがる市長直属の組織が望ましい。

○湯浅委員

- ・ 第33条第1項に書かれている「周知及び啓発、運用状況の調査、実績の評価、見直しの検討」を行う主体として運用推進委員会が設置されることになるが、内容と主体が繋がらない。運用推進委員会のイメージからは、具体的な進め方の制度づくりのようなイメージである。
- ・ 第33条で書いていることは、第1項に書かれている内容を運用推進委員会が行うことになっているので、何か補足する必要がある。

○中津原副委員長

- ・ 運用推進委員会で見直しについて提言を行うことはできるだろうが、条例を充実させることは運用推進委員会が取り組むことではない。

○福島委員長

- ・ 運用推進委員会に運用の推進まで行わせるのか、別途環境を整える条例を制定させるのか、何を書き込むのか、という意見である。

○湯浅委員

- ・ 条例を制定する論理の中で、実効性の確保等の進め方も書き込むものなのか。

○福島委員長

- ・ そのような場合もある。例えば地方分権推進法を制定し地方分権を進めた。そのような条例をつくることも一つの考え方である。条例の中で、組織に権限を与えることも考えられる。例えば、勧告を出し、実行するかを監督するという方法もある。
- ・ 運用推進委員会に権限を与えているという考え方もあるが、条例で定め、担保することも考えられる。

○湯浅委員

- ・ 組織に権限を与えるのが本筋ではある。

○中津原副委員長

- ・ 条例を制定する権限まではないので勧告にしかない。
- ・ 自治基本条例は理念ばかりで具体性や実現性がないという意見が多く出ていた。そこで、具体性や実現性を担保するために、必要な計画や規則をつくることを最後に書くことを提案している。

○渡邊委員

- ・ 委員会は実効性を確保することを強調したいという想いを強く持っている。そのために最善の書き方を考えている。
- ・ 例えば、越谷市では、別に条例で定めるところにより自治基本条例に関する推進会議を設置する、としたところ、議会で可決はされたが、可決に当たり、推進会議設置に関する条例について十分検討すること、という附帯決議があった。この案が通るかはわからないが、委員会の想いとしては実効性の確保までを書き込むようにした。
- ・ 実効性の確保のために別の案があれば追記した方が良いが、これで網羅していると考える。

○福島委員長

- ・ 設置と見直しを分けるという案もあるが、条分けは現状のままとし、運用推進委員会の権限を強化し、推進を担わせるように第3項に書き込む案も考えられる。

○堀越委員

- ・ 第3項「組織及び運営」とすると第1項の内容はそこに含まれる。第33条第1項に中津原副委員長の意見は含まれるのか。

○中津原副委員長

- ・ 含まれない。

○福島委員長

- ・ 中津原副委員長の意見は、運用推進委員会に担わせるというわけではなく、周りの環境も含めて整備するということである。

○堀越委員

- ・ 例えば、市民活動及び協働の推進条例を改正した方が良いと個人的には考えているが、その必要性を運用推進委員会が感じた場合、自治基本条例に則っているのか運用状況を調査し、提案はできる。しかし、その決定は議会が行う。
- ・ このまま書き込むのと、別条に書くのではどのように変わるのか。

○中津原副委員長

- ・ 必要な制度を整えることは市の責務として書きこむ。「見直しの際には運用推進委員会の意見を尊重する」といったことを書けば良い。

○堀越委員

- ・ 条例を制定する際には規則もつくるのか。

○事務局

- ・ 必ずしもそうではない。条例に全てを書き込むこともできるが、様式などの詳細は議会を通さない規則で設けることもできる。

○中津原副委員長

- ・ 条例で定める場合もあれば、規則で定める場合もある。

○堀越委員

- ・ 運用推進委員会の権限を強化するとは、具体的にはどのようなことができるのか。

○福島委員長

- ・ 議会で議決されるかは別の問題ではあるが、条例案に「運用推進委員会が勧告した場合は、行政はそれを尊重する」ということを書き込むこともできる。

○堀越委員

- ・ 諮問・答申ではなく、勧告として書き込めばかなり強い。

○中津原副委員長

- ・ 運用推進委員会の取り組みだけでも書くべきことは多くある。それぞれを独立させた方が良い。

○福島委員長

- ・ 川口市では、勧告ではなく提言となっている。他の自治体でも答申等である。

○中津原副委員長

- ・ 以前は単に「仕組み」と書かれていたが、それでは弱いため、運用推進委員会を書き込んでいる。しかし、運用推進委員会がどのように組織され、市民・議会・行政がどのように関与するのかが書かれていない。1条別に設け、明記した方が良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 原案とするか、別に条を設けるか。趣旨は同じである。

○中津原副委員長

- ・ そのことが重要である印象を与えるためにも別条で書いた方が良い。書くべきことは【考え方・解説】ではなく、条文に書きこんだ方が良い。
- ・ 実効性の確保が大切であることは多く意見が出ており、個人的にもそう感じている。

○福島委員長

- ・ 政令指定都市でも別条に分けている場合と1条で書いている場合がある。

- ・ 静岡は設置と見直しを別の条に書いている。札幌は評価（仕組みの設置・市民意見の反映）と見直しを別の条に書いている。川崎と北九州では1つの条で書いている。さいたま市としてはどのようなスタンスで書くか。

○事務局

- ・ 今の議論は条を分けることだけなのか。

○中津原副委員長

- ・ そうではなく、より多くのことを書くべきで、したがって、条を分けるべきであるという議論である。

○事務局

- ・ 必要な制度を整えることを書くということか。

○中津原副委員長

- ・ 第33条に書かれていることを2条で書き、それに加えて制度についても書く。1つ目の条で運用推進委員会の役割やメンバーの選び方等を書く。2つ目の条で見直しについて書く。見直しの第2項で「見直しにあたっては運用推進委員会の意見を聴くものとする」といったことも書ける。
- ・ 「自治基本条例を拙速に検討しているのではないか」という意見もあるので、「現状のベストのものをつくるが、今後育てていく」スタンスを示したい。

○細川委員

- ・ 趣旨は同じだが手段の問題である。手段としてはボリュームを出した方が市民にも伝わるのではないか。
- ・ 以前から実効性の確保が1条で終わっている点に不安を感じていたと考えられる。その意味でもより詳しく書き、運用推進委員会に一任するのではなく、制度として固めることにより、実効性を確保できれば良い。

○福島委員長

- ・ 分けた方が良いという意見が多いように思うが、別の意見はあるか。

○中田委員

- ・ 原案でも良いとは思う。運用推進委員会ありきの書き方と考えている。

○内田委員

- ・ 個人的には現案で十分と思う。

○中津原副委員長

- ・ 別の内容である。見直すのは議会である。
- ・ 法律の条文は1つのまとまったことを書くのではないか。

○事務局

- ・ 「実効性の確保」として1条にまとめられている。関連性があるものをどこまで1条でまとめられるかは内容を見ながら考える必要がある。

○中津原副委員長

- ・ 例えば運用推進委員会の設置に関しても市民が参加することは書かれていない。【考え方・解説】で書かれても当てにはならない。

○中田委員

- ・ 【考え方・解説】は条文をフォローするものではないのか。

○中津原副委員長

- ・ 【考え方・解説】で書くこともできるが、実際に頼りになるのは条文である。
- ・ この点は自治基本条例の実効性を確保するためにも、条文に書き込んだ方がよい。

○事務局

- ・ 第33条を2つの条に分けることは難しいことではない。どのような要素を組み込むか。

○福島委員長

- ・ 整理の仕方として、他の政令市のように、運用推進委員会の設置と見直しを分けることはできる。

○中津原副委員長

- ・ 必要な制度の整備は新たな項目で、2点とは別のものである。市民意見交換会等を踏まえて提案した。今書かれていることは2条に分けた方が分かりやすい。【考え方・解説】に書かれていることで必要な事は条文に書きこむ。

○堀越委員

- ・ 自治基本条例が制定された場合、現行の個別の条例を見直した方がよいと運用推進委員会が感じた場合、どのように進めるのか。

○福島委員長

- ・ 市長が諮問すると考えられる。

○堀越委員

- ・ 勧告する権限があれば勧告し、その権限がなければ、市長の諮問に対する答申を行うということか。

○福島委員長

- ・ その後、議会で審議することとなる。

○中津原副委員長

- ・ そのような責務を市に課するという考えである。

○内田委員

- ・ 運用推進委員会は市長が設置するのか。委員が4年を超えない期間で検討を行うのか。
- ・ 他の自治体でも見直しは市長が行うのか。

○事務局

- ・ 附属機関として置くことになるので、市長が書かれていなくても市長が置くことになる。

○中津原副委員長

- ・ 見直しの主体は市長となるか。「市は」でも間違いではないと考える。運用推進委員会が主体ではない。必要な条例・規則を定めるのも市であり、運用推進委員会は意見を提案するだけである。それが言いつばなしにならないように書くのはどうか。
- ・ さいたま市の自治基本条例の実効性の確保については大きな部分となっているので、無理に1条にまとめずに第35条までつくっても良いのではないか。
- ・ 自治基本条例のエッセンスを普及させるためには概要版やPR版をつくる必要はあるが、条例そのものを短くする必要はない。
- ・ ウェイトとしても第4章は重要であるので、3条に分けても良いと考える。他の市町村では1条で済ませていることもある情報共有についても、さいたま市では複数条で書いている。

○内田委員

- ・ 条例の実効性の確保は重要なことだが、そのために最も大切なことは運用推進委員会を設けることなのか。

○中津原副委員長

- ・ そうではない。それは手段である。

○内田委員

- ・ では何が最も大切なのか。

○中津原副委員長

- ・ どれか1つということはない。必要な規則や仕組みをつくることと必要に応じて見直しを行うことが大切である。それを市民の目線から提案するために運用推進委員会を設けることも大切である。

○堀越委員

- ・ 今後の進め方にも関わる。第33条は誰もが大切なことと考えている。今日提案されたことについてはこれまで検討をしていない。今後のスケジュール等がわかれば議論の落ち着きどころが見えてくる。

○中津原副委員長

- ・ 代替案をつくってもらいたい。

○事務局

- ・ 今のままでは整理ができていないので、中津原副委員長でどのようなものかを示してもらった方が、対比ができる。このままではイメージができない。

○福島委員長

- ・ 現行案は置いておいて、中津原副委員長から代替案を提案してほしい。実効性の確保は重要ということは認識されているので、書いてもらい比較したい。
- ・ これで第33条まで検討を行った。積み残しは多くある。

3 その他

4 閉会

○事務局

- ・ 9月の予定は調整が付いておらず、確定ではないが、9月21日（水）と28日（水）あたりを考えている。決まり次第連絡する。

○堀越委員

- ・ 全員で検討を行うのか。
- ・ 議会はいつからいつまでか。

○事務局

- ・ 9月7日から10月2、3週目頃までである。

○中津原副委員長

- ・ どのような形式でもよいので、議会の会期中に最終報告について報告したい。

○事務局

- ・ スケジュールを考えながら進めたい。

以上